



介護保険サービスの 支給事務等において ヤングケアラーを把握した場合の 対応等について

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

Kanagawa Prefectural Goverment

はじめに

本年6月12日に公布・施行された子ども・若者育成支援推進法の一部改正において、ヤングケアラーが支援対象として明記された。

合わせて、同日付でこども家庭庁から発出された施行通知(こ支虐第265号令和6年6月12日付こども家庭庁支援局長通知)において、その詳細が示された。

これに伴い、同日付で厚生労働省から、介護保険サービスの支給事務等でヤングケアラーを把握した場合の対応等について、事務連絡が発出された。

(介護保険最新情報 Vol.1275)

<内容>

- 1 ヤングケアラーの把握及び関係機関との連携について
- 2 同居家族等がいる場合の訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについて
- 3 ヤングケアラーに気づくためのヒント等をまとめたポスターの周知等

背景①－ヤングケアラーの定義

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

家族の介護その他の日常生活上の世話

… 介護、幼いきょうだいの世話、障害や病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳なども含まれる。

過度に

… こどもにおいては、こどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間(遊び・勉強等)を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間(勉強・就職準備等)を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合

<対象年齢について>

こども期(18歳未満)に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点から「おおむね30歳未満」を中心に、状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得る。

背景②－支援が必要なヤングケアラーへの対応

優先的に支援を行う必要性が高いケースの想定

- 保護者に病気や障害があるなどして日常的なケアを要する。
- ケアの担い手が子のみである。
⇒ 保護者に対するケアを子が長時間担っている状況が発生

具体的な支援内容

- 本人が担っているケアを外部サービスで代替
(介護保険サービスや障害福祉サービス、子育て世帯訪問支援事業、
外国語対応通訳の派遣等の活用)
- 日常的なケアから離れたレスパイトの機会の確保
- ピアサポート等の相談支援
など

➡ 介護保険サービスを活用したヤングケアラー支援が求められる。

事務連絡の内容

1 ヤングケアラーの把握及び関係機関との連携について

- 介護保険サービスの支給対象者にヤングケアラーであると疑われる子ども・若者がいることを把握した場合に、市区町村のこども家庭センター等に情報提供すること
- 子ども・若者がヤングケアラーとなっている家庭に対し、介護保険サービスの提供が必要と思われる場合には、市区町村のこども家庭センター等から介護保険担当部局につなぐことが考えられるため、必要な連携・協力すること
- ヤングケアラー支援では、介護や生活困窮など他制度における支援策の活用が重要であるため、各市区町村においては、地域ケア会議等との連携も重要であること

<連携の例>

地域ケア会議でヤングケアラーの情報を把握した場合に、市区町村のこども家庭センター、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や子ども・若者育成支援推進法に基づくこども・若者支援地域協議会等に**情報提供**を行う。

ヤングケアラーがいる家庭に介護保険サービスの支援が必要と思われる場合、市区町村のこども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等から**地域ケア会議に情報提供**を行う。

事務連絡の内容

2 同居家族等がいる場合の訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについて

- 子が主たる介護者である場合、介護保険サービスの関係機関は、「子を介護力とすること」を前提にせず、居宅サービス等の利用について十分配慮して支給決定等を行う必要があること。
- 同居家族等がいる場合の生活援助サービスについて、利用者に同居家族(ヤングケアラーも含む)がいることをもって一律に本人への生活援助が位置付けられないというものではないこと。
- 家族へのケアに係るヤングケアラーの負担等に配慮し、適切に介護保険サービスが提供されるようにすること。

事務連絡の内容

3 ヤングケアラーに気づくためのヒント等をまとめたポスターの周知

別添3 ヤングケアラーに気づくために

ヤングケアラーは家庭内の問題であり、表に出にくいものです。また、こども自身やその家族が「ヤングケアラー」であるということを認識していない、周囲が異常に気づいていても家族の問題に対してどこまで介入すべきかが分からぬなどの理由から、必要な支援につながっていないケースもあります。ヤングケアラーを把握し必要な対応を行うには、普段ケア対象者に接する、福祉・介護職員の皆さまや、医療従事者の皆さまの「気づき」が大切です。

気づきのヒント

家庭訪問時等の様子	医療機関・窓口等での様子
● こども・若者が、ケア対象者の介護・援助をしている姿を見かけることがある ● こども・若者が、日常の家事をしている姿を見かけることがある ● こども・若者が、常にケア対象者の傍にいる	● ケア対象者の病状や家族構成（子とケア対象者のみである等）から、こども・若者にケアの負担がかかっていると懸念される ● こども・若者が、家族の付き添いをしている姿を見かけることがある（平日に学校を休んで付き添いをしている等）

右図は「社会福祉士トマト」（厚生労働省・新規就業によるヤングケアラー支援ユニット）（令和4年3月）より

ヤングケアラーの状態を知る

ヤングケアラーを支援につなぐにあたっては、本人の意思を尊重すること、本人や家族の想いを第一に考えることが重要です。本人や家族との対話の中で緊急性を確認した上で、信頼関係を築きながら状況の把握をお願いします。

左側の5枚のイラスト：
1. 煙草や疲労のある家庭に住む、難しい物・手帳・服、洗濯などの作業を手でしている。
2. 家庭に代り、はいざうだいの看護を手している。
3. 離れてやや弱気のあまりようだいの看護や育児をしていている。
4. お母さん不在の家庭の母子やおじいちゃんがお世話をしていて。
5. 日本語が第一言語でない家庭や英語がわかる家庭で、日本語で話さないままの状況でいる。

右側の5枚のイラスト：
1. 薬を飲むために苦労をして、驚かいで服のあらぬ服を着ている。
2. プラスチック袋や、イケブム問題を抱える貧困に悩んでいて。
3. 健康・精神状態などは性別な扶助の家庭の看護をしている。
4. 周囲で嘔吐のあと嘔吐の母の吐きの苦痛をしていて。
5. 驚かいや弱気のある家庭の入浴やトイレの介助をしている。

ヤングケアラーの支援については
市区町村の「こども家庭センター」
又は児童福祉担当部署までご連絡ください
（●●●—●●●—●●●●）

Kanagawa Prefectural Goverment

7

支援に当たって留意すべき事項

ヤングケアラーへの支援は、家庭内の非常にデリケートな面に関わるものであり、こども・若者やその保護者等の複雑な心情等にも十分配慮することが重要である。

このため、ヤングケアラー本人の受け止めを丁寧に捉え、こども・若者の気持ちに寄り添いながら、保護者等の状況や心情も十分踏まえて、肯定的・共感的な関わりを心掛け、外部サービスの利用検討に当たっては、家族全体を支援する視点を持って、家庭内の状況や家族の関係性、心情等にも十分留意しながら、丁寧な説明等を行い、その理解を得ながら利用を促す等の対応を行うことが適当である。